主 文

本件各上告を棄却ずる。

理 由

被告人A弁護人難波督並びに被告人B弁護人草光義質の上告趣意(後記)は、いずれも刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認めらられない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。この 判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介